

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規程により下記のとおり公表する。

平成28年 2月 8日

鏡石町長 遠藤 栄 作



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
鏡石地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成28年2月1日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

募集地域	農業生産 法人	個人経営		集落営農	合 計
		認定農業者	一般農業者		
鏡石	0	15	2	0	17
計	0	15	2	0	17

4. 3の結果として当該地区に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

5. 将来の農地利用のあり方

- ・担い手に集積・集約化する
- ・担い手の分散錯圃を解消する
- ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
- ・耕作放棄地を解消する

6. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

7. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化	○	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の主な生産品目である、水稻、キュウリ、イチゴなどの園芸作物、リンゴ、桃、梨などの果樹について、生産規模の拡大を目指し効率的な経営を行うため、農地の集積、集約を進める。 ・条件の悪い農地については、基盤整備を行いより効率的な農地利用を進める。 ・水稻については、ブランド米の取組を進め生産拡大を目指す。また、新規需要米の取組も進め、作業効率の向上に即した農業用機械、設備の導入を進める。 ・園芸作物については、ビニールハウス等の施設整備を行い作期の長期化を目指す。また、新技術の導入も図りながら、発展的な経営を目指す。 ・当地区内には酪農、養豚をはじめとした畜産農家もあり、わら利用や、水田への良質な堆肥の施用などの耕畜連携を進めるほか、自給飼料の生産拡大のためWCS、飼料用作物などの生産に即した農業用機械、整備の導入を進める。 ・農家による直売の流通、販売に対して支援を行い販売農家の所得確保を目指す。 ・新規就農者については、各種政策支援を活用しながら経営の確立まで積極的に支援していく。 ・集落営農の組織化を支援し、機械の共同利用、作業の共同化、農地の面的集積を行い効率的な経営を行い、農地の受け皿としての機能を充実させる。また将来的には集落営農の法人化も進めていく。
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[集落営農の推進]	○	